

昭和39年度の県下各市町村の総額は、小学校においては合計 215,515 千円であったものが40年度においては 219,142 千円となり、中学校においては、39年度 168,284 千円であったものが145,977 千円と減額されているが今後引き続き市町村教育委員会と協力して力を注いでいかなければならないと考えている。

オ、以上、市町村教育委員会育成指導の概要を述べたが今後、市町村教育委員会とともに特に力を注いでいかなないものとして次の問題があげられる。

・市町村教育委員会の職務権限の適正な執行

市町村長、議会と市町村教育委員会の職務権限をいっそう明確にして、その適正な執行に努力する必要がある。また、このためには、市町村長や議会が教育委員会の意志を尊重するような気風を促進する必要があるので、地教行法の精神を普及していく努力も必要と考える。

・市町村教育委員会事務局組織の充実強化

事務局職員の定数の増加をまず第一にとりあげる必要がある。現在の事務局組織で、与えられた職務権限を満足に果たしていくことは非常に困難なことと思われる。

・教育予算の確保と計画的な執行

基準財政需要額の積算を基礎としてその確保にあたるとともに、数年間の見とおしをもった教育予算の計画的な立案とその執行につとめる必要がある。

## 第9節 県教組との話し合い

昭和41年度における県教組との話し合いは次のとおり行なわれた。

41年5月6日 教育長、総務課長、行政係長、中央執行委員長ほか各役員

要旨：県教組第38回定期大会決定方針に基づく要求について。一斉一号増ほか26項目にわたる要求事項については9日以後に回答を送付する予定である。

41年5月9日 教育委員全員、教育長、教育次長、総務課長、補佐、中央執行委員長ほか各役員

要旨：県教育委員との顔合わせ。

27項目の要求事項については、委員会においてじゅうぶん検討ねがいたい。その結果について今月中に交渉をもちたい。（5月下旬）

41年5月18日 教育長、総務課長、中央執行委員長ほか役員6名

要旨：給与問題について、今後小委員会を設けて資料をだしあつて検討を重ねていくこととする。

問題点

- 1、30才～40才の給料について県職員との逆転関係の是正
- 2、初任給のプラス1号是正
- 3、40才以上で課長補佐相当職との均衡

41年5月28日 教育委員（江花委員欠）、中央執行委員長ほか全役員

要旨：委員長就任後初の話し合いとして行なう。

4月18日付要求書中の主要問題についての話し合い。

- ・へき地教育対策
- ・補習、入試、学力調査の問題

41年8月5日 教育長、次長、総務係長、補佐ほか給与担当、県教組本部執行部

要旨：教職員の給与の改善について

- ・不合理是正の時期、対象者について。
- ・教育職3等級の優遇措置について。
- ・小、中学校事務職員の優遇措置について。

41年9月27日 教育長、総務、福利、財務（補佐）学務課（主幹）各課長、中央執行委員長ほか役員3名

要旨：昭和41年8月31日付要求書について。

- ・全教職員に対し一律7,000円の引き上げ。
- ・県職員のわたり昇格昇給に見合う是正措置について。
- ・一般旅費の是正について。
- ・その他

41年10月28日 教育長ほか総務、学務課関係者、中央執行委員長ほか役員、支部代表、70名

要旨：10、21参加者の処分撤回の要求

41年12月16日 教育長ほか総務、学務課関係者、中央執行委員長ほか全役員

要旨：小規模学校の宿日直勤務について

事務職員、助教諭の給与の改善について。

42年2月23日 教育次長ほか総務、学務課関係者、中央執行委員長ほか全役員

要旨：小規模学校の宿日直勤務

変形労働時間制の問題

年度末人事

10、21の処分撤回の要求